

令和8年3月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和8年3月3日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 議案第 1号 四万十町立小中学校学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- ② 議案第 2号 四万十町立学校給食センター管理規則の改正について
- ③ 議案第 3号 令和7年度教育委員会関係3月補正予算案について
- ④ 議案第 4号 令和8年度教育委員会関係当初予算案について
- ⑤ 議案第 5号 令和8年度教育委員会会計年度任用職員の任用について

### 5 協議事項

### 6 報告事項

- ① 四万十町奨学生審査委員会の委員について
- ② 令和7年度 高知県学力定着状況調査の結果について
- ③ 令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

### 7 その他

- ① 今後の予定について

教育長 職務代理者	谷口 和史
委 員	横山 順一、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 横山 光一

議案第 1 号

四万十町立小中学校学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条に基づく四万十町立小中学校学校歯科医及び学校薬剤師を下記のとおり変更し委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

変更前

窪川中学校の歯科医

こばた けいぞう  
小島 啓三

七里小学校、米奥小学校の薬剤師

わたなべ あきひろ  
渡辺 明宏

変更後

窪川中学校の歯科医

おいけ かずき  
尾池 和樹

七里小学校、米奥小学校の薬剤師

おかじま ちさ  
岡島 千紗

変更日（委嘱する日）

令和 8 年 4 月 1 日

## 参 考

### 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） 【抜粋】

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

# 令和8年度 四万十町小中学校 校医・歯科医・薬剤師一覧

2026.4.1現在

学校名	校 医	歯 科 医	薬 剤 師
	内 科		
仁井田小学校	澤田 由紀子	石元 克実	岡島 千紗
影野小学校	澤田 由紀子	石元 克実	岡島 千紗
七里小学校	澤田 由紀子	恒石 宣彦	岡島 千紗
米奥小学校	澤田 由紀子	恒石 宣彦	岡島 千紗
窪川小学校	石川 哲	矢野 宗憲	矢野 民代
東又小学校	澤田 由紀子	長山 久美子	高橋 弘季
窪川中学校	平田 紋子	尾池 和樹	矢野 民代
		長山 久美子	
		矢野 宗憲	
田野々小学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
北ノ川小学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
大正中学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
十和小学校	澤田 由紀子	土居 詔人	田中 大夢
十和中学校	澤田 由紀子	土居 詔人	田中 大夢

議案第 2 号

四万十町立学校給食センター管理規則の改正について

四万十町立学校給食センター管理規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 27 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

別紙

四万十町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

四万十町立学校給食センター管理規則（平成18年四万十町教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項「前項の規定にかかわらず、児童生徒の給食費については、保護者に負担を求めないことができる。」を「前項の規定にかかわらず、児童生徒の給食費については、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている場合を除き、保護者に負担を求めないことができる。」に改める。

別表「

月額	4,500円
1食当たり	258円
月額	4,900円
1食当たり	288円
月額	4,500円
1食当たり	258円

」を「

月額	5,300円
1食当たり	320円
月額	5,700円
1食当たり	340円
月額	5,300円
1食当たり	320円

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 【改正の理由】

今回の規則改正は、近年の食材価格の急激な物価高騰を踏まえ、町立小・中学校の児童・生徒に国の「学校給食実施基準」を満たす安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供するために必要となる学校給食費について、四万十町立学校給食センター運営委員会に諮問し、審議した結果、運営委員の了承を得ることができましたので、令和8年度の学校給食費は、小学校が月額4,500円から5,300円に、中学校が月額4,900円から5,700円に、その他（給食センターの職員及び試食等）についても月額4,900円から5,300円に改定することについて意見を求めるものです。

### 基本的な考え方

- (1) 「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた学校給食を安全・安心に提供できる学校給食費であること
- (2) 近隣自治体の学校給食費と比較して著しい乖離がないこと
- (3) 価格を抑えるための献立の工夫が過度な献立の制約にならないように配慮すること

### 近隣の給食費の状況

区分		小学校で提供を受ける給食		中学校で提供を受ける給食		その他 (試食等)
		現行	改定後	現行	改定後	改定後
黒潮町	月額	5,000円	5,500円	5,500円	6,000円	—
	1食単価	—	320円	—	350円	350円
中土佐町	月額	—	4,800円	—	5,300円	—
	1食単価	—	270円	—	300円	310円
四万十町	月額	4,500円	5,300円	4,900円	5,700円	5,300円
	1食単価	258円	320円	288円	340円	320円

次に、本町においては、学校給食費を無償としているところではありますが、学校給食費は生活保護法第13条に規定する教育扶助の対象経費である。今般の国の無償化の動向を踏まえ、生活保護制度との関係を明確にし、制度上の整合性及び二重給付の防止をはかるため、規則の一部を改正するものである。

議案第3号

令和7年度教育委員会関係3月補正予算案について

令和7年度教育委員会関係3月補正予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和8年3月3日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

議案第4号

令和8年度教育委員会関係当初予算案について

令和8年度教育委員会関係当初予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和8年3月3日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

議案第5号

令和8年度教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和8年度教育委員会会計年度任用職員を別紙のとおり任用することについて、委員会の意見を求める。

令和8年3月3日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

## 別紙

## 令和8年度教育委員会会計年度任用職員

## 学校教育課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
一般事務補助	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
学校校務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
教員業務支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	2人	
I C Tサポーター	学校教育課	必要な期間	パート	2人	
教育支援センター指導員（保育士資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
教育支援センター指導員（教員資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
教育支援センター指導員（保健師資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
学校事務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
特別支援教育支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
学習支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
発達教育支援員	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
給食配送員	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
マイクロバス運転手	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
部活動指導員	配置が必要な中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育研究所長	教育研究所（補導センター）	必要な期間	パート	1人	
補導センター所長					
スクールソーシャルワーカー（SSW）	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	
J E Tプログラムコーディネーター	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
外国語指導助手（ALT）	学校教育課	必要な期間	パート	必要数	

生涯学習課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
清掃員	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
一般事務補助	生涯学習課	必要な時間	パート	1人	
	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
	図書館（美術館）	必要な期間	パート	4人	移動図書館車運転手を含む。
保育補助	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
調理員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	フル パート	1人 必要数	
子育て支援員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数	
図書館事務	図書館（美術館）	必要な期間	パート	4人	
専任補導員	補導センター	必要な期間	パート	4人	
保育士	保育所	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数		
図書館事務（司書）	図書館（美術館）	必要な期間	パート	3人	
マイクロバス運転手	生涯学習課	必要な期間	パート	1人	
草刈等作業員	大正・十和地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
国際交流員（C I R）	生涯学習課	必要な期間	パート	3人	